

税務申告書類を利用して 全相殺減収方式に加入できるようになりました!

全量をJA等の出荷団体へ出荷している方だけでなく、青色・白色申告の方も全相殺減収方式に加入できます。

白色申告の方が、全相殺減収方式に加入する場合は、以下のような税務申告用の帳簿のデータが必要となります。



詳しくはお近くのNOSAIへ
お問い合わせください。

①税務申告のために記帳している帳簿の品目(品種)ごとの「収穫日ごとの収穫量」

②白色申告の収支内訳書の品目(品種)ごとの販売金額等

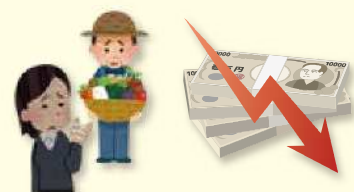
青色申告を行っている方は、もっとワイドな補償の

収入保険をご検討ください!

農産物の販売収入の最高9割を基準に補償し、様々なリスクから農業経営を守ります。
個人経営の方は、令和7年からご加入いただけます。詳しくはお近くのNOSAIまでお問い合わせください。

※畑作物共済と収入保険は重複してご加入できません。

市場価格が下がった



けがや病気で
収穫ができない



盗難や
運搬中の事故にあった



●お問い合わせは

本所 収穫共済課

〒700-8602 岡山市北区桑田町1-30
TEL(086)230-5546

備南支所

〒714-1211 小田郡矢掛町東三成614-2
TEL(0866)83-2600

美作支所

〒708-0314 苫田郡鏡野町沢田360-1
TEL(0868)54-5061

備前支所

〒703-8265 岡山市中区倉田436-2
TEL(086)277-5511

備北支所

〒716-0002 高梁市津川町今津1922-2
TEL(0866)21-0350



果樹共済



自然災害に備え果樹農家を支えます

加入対象

共済目的	類区分	品 種 名
ぶどう	1類	デラウェア、ヒムロッド
	2類	紫玉、キャンベルアーリー、甲州、アーリースチューベン
	3類	ピオーネ、巨峰、藤稔、安芸クイーン、瀬戸ジャイアンツ、オーロラブラック、翠峰、シャインマスカット、紫苑、ゴルビー、その他の3類に属する品種
	4類	ハウスで栽培されているもの
もも	1類	ちよひめ、武井白鳳、日川白鳳、八幡白鳳(橋場白鳳)、加納岩白桃、その他の早生品種
	2類	白鳳、紅清水、浅間白桃、あかつき、千曲白鳳、その他の中生品種
		大和白桃、清水白桃、末木白桃、白麗、おかやま夢白桃、白桃、白皇、白露、川中島白桃、瀬戸内白桃、ゴールデンピーチ、その他の晩生品種

◎ 各共済目的の類区分ごとの加入になり、各類区分での栽培面積が**5アール(4類は2.5アール)**以上必要です。(災害収入共済方式は、概ね全量を農協へ出荷していること、または青色申告(関係書類含む)を行っていることが必要です。)

◎ 栽培している園地は**全て加入することが前提**となっています。特定の園地のみの加入はできません。

対象となる災害

風水害・干害・凍霜害・雨害湿潤害 などの自然災害	鳥 獣 害	病 虫 害

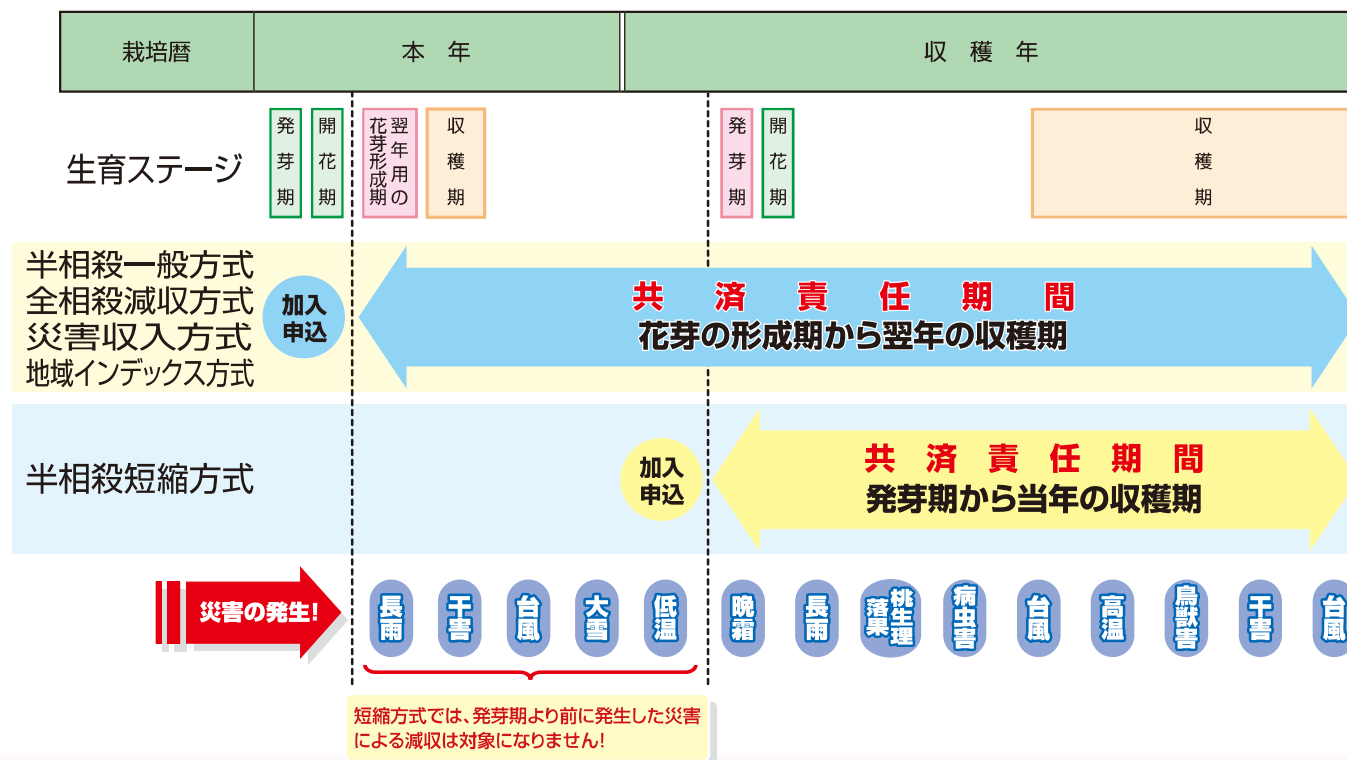
※風水害・雪害等によるぶどう棚等の施設の損害は対象になりません。
 ※管理・防除不足などによる減収は対象になりません。
 ※対象となる災害が発生した場合には、**収穫前の現地調査**が必要です。必ずNOSAIへご連絡ください。

加入方式

方式名	補償内容	支払開始割合	加入要件	評価方法
半 相 殺 方 式	農家全体で選択した支払開始割合を超える減収を補償	3割、4割、5割	なし	損害評価員による現地調査 (着果数調査・重量調査)
全 相 殺 方 式	農家全体で選択した支払開始割合を超える減収を補償	2割、3割、4割	以下いずれかを満たしている方 ・過去5年間に於いてほぼ全量をJA等の出荷団体へ出荷している ・青色申告書により品種ごとの収穫量が確認できる ・白色申告書で品種別「収穫日ごとの収穫量」「販売金額等」が確認できる	出荷資料 もしくは税務申告書類
災 害 収 入 方 式	農家全体で選択した支払開始割合を超える減収金額を補償	2割、3割、4割	以下いずれかを満たしている方 ① 過去5年間に於いてほぼ全量をJA等の出荷団体へ出荷している ② 青色申告により品種ごとの収穫量が確認できる	出荷資料 もしくは税務申告書類
地域インデックス方式	統計単位地域※1ごとに選択した支払開始割合を超える減収を補償	1割、2割、3割	なし	都道府県別の統計単収

※1 統計単位地域＝ぶどう、ももの統計単位地域は岡山県となります。

生育ステージと果樹共済



共済金額(補償額)

半相殺方式
全相殺方式
地域インデックス方式

$$\text{共済金額(補償額)} = \text{果実の単価} \times \text{平年収穫量} \times \text{付保割合}^{※2}$$

災害収入方式

$$\text{共済金額(補償額)} = \text{基準生産金額}^{※3} \times \text{付保割合}^{※2}$$

※2 付保割合＝半相殺方式は最高70%、全相殺方式、災害収入方式は最高80%、地域インデックス方式は最高90%です。いずれも最低は40%です。
 ※3 基準生産金額＝過去5年間の農協出荷実績又は青色申告書等をもとにして、基準となる生産金額を算出したものです。

共済掛金

国が掛金の**半分**を負担します。

$$\text{農家負担共済掛金} = \text{共済金額(補償額)} \times \text{掛金率} \times \frac{1}{2} + \text{賦課金}$$

- 過去の被害状況に応じて、個人ごとに掛金率が設定されます。
- 次の施設が設置してあれば掛金が割引になります。

	防災施設	防風ネット	防鳥ネット	多目的ネット	雨除け施設	防霜ファン	防蛾灯
防災施設割引	割引の有無	ぶどうもも	○ ○	○ ○	○ ○	－ ○	－ ○

共済金のお支払い

$$\text{半相殺方式} \quad \text{支払共済金} = \text{共済金額(補償額)} \times \text{支払割合}^{※4}$$

支払開始割合、損害割合^{※5}に応じた支払割合^{※4}を適用します。
 (例：半相殺方式(3割)の場合…損害割合が50%の場合、支払割合は共済金額の29%)

損害割合 ^{※5} (%)	30	35	40	45	50	55	60	70	80	90	100
※4 支払割合(%)											
半相殺方式(3割)	－	7	14	21	29	36	43	57	71	86	100
半相殺方式(4割)	－	－	－	8	17	25	33	50	67	83	100
半相殺方式(5割)	－	－	－	－	－	10	20	40	60	80	100

$$\text{※5 損害割合} = \frac{\text{減収量}}{\text{基準収穫量}^{※6}} \times 100$$

例えば、半相殺方式(3割)の場合、70万円の共済金額(補償額)で50%の損害があった場合、70万円×29%＝約20万円をお支払いします。

$$\text{災害収入方式} \quad \text{支払共済金} = \text{共済金額(補償額)} \times \text{損害割合}^{※7}$$

※6 基準収穫量 ＝ 半相殺減収総合方式の基準収穫量は、開花期頃までに園地条件、肥培管理状況等を調査し、その状況に応じて標準収穫量を調整して定められます。地域インデックス方式の基準収穫量については、標準収穫量と同じ収量となります。
 災害収入共済方式の基準収穫量は、当該引受に係る年産の前年産の果実の出荷実績が明らかになった時点で、最近5か年の出荷資料又は青色申告書等をもとにして定められます。

$$\text{※7 損害割合} = \frac{(\text{基準生産金額} \times \text{選択補償割合}^{※8}) - \text{手取販売額}}{\text{基準生産金額} \times \text{選択補償割合}^{※8}}$$

$$\text{※8 選択補償割合} = 100\% - \text{選択した支払開始割合}$$